

(別紙)

令和7(2025)年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務
公募型プロポーザル審査基準

- 1 審査は、令和7(2025)年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)の委員が行うものとする。
- 2 委員は、公募型プロポーザル参加表明書を提出した者(以下「参加者」という。)から提出された企画提案書の内容を基に、次の項目及び配点により評価を行う。

審査項目		評価内容	配点
1	業務内容の理解度	・業務委託の目的や仕様書の内容を十分に理解したものとなっているか。	10
		・基本コンセプトが明確になっており、全体に統一感、一貫性があるか。業務の目的及び業務内容を十分に理解しているか。	10
2	組織体制	・業務を確実かつ円滑に進められる組織体制となっているか。	5
3	企画提案の優位性	【キックオフイベント：全般】 ・ターゲットの来場や訴求効果が期待できる内容となっているか。	10
		【キックオフイベント：メインセレモニー】 ・パネルディスカッション又は対談について、実施方法や著名人が独創性のある提案となっているか。	10
		【啓発コンテスト】 ・独自の発想に基づき、高い啓発効果が期待できる区分構成案(部門名、応募テーマ区分、訴求内容等)となっているか。 ・県民から多数の作品が応募されるような内容となっているか。	10
		【作品展示】 ・ターゲットを効果的かつ自然な形で取り込める独創性のある提案と内容となっているか。	10
		【交流発信型親子イベント：全般】 ・ターゲットの来場や訴求効果が期待できる内容となっているか。	10
		【交流発信型親子イベント：メインセレモニー等】 ・トークショーに起用する著名人や子育て関連個別ブースについて、独創性のある提案となっているか。	10
		・アンケートについて、有効な効果計測ができる仕組みとなっているか。	5
4	計画性及び実現性	【業務実績】 ・類似業務の実績に鑑み、業務遂行能力が認められるか。	5
		【経費】 ・事業内容に対し、適切な経費が計上されているか。	5
合 計			100

- 3 契約候補者の決定の手順は、次のとおりとする。
 - (1) 企画提案者の中で、最高点と評価した委員が最も多かった者を契約候補者とする。
 - (2) 該当する企画提案者が複数あった場合は、各委員による評価点の平均点が最も高い者を契約候補者とする。
 - (3) 上記(2)において、平均点が最も高い者が複数あった場合は、委員会で審議の上、契約候補者を決定する。
 - (4) 各委員による評価点の平均点が60点に満たない提案者は、契約候補者又は次点者になることができない。